

第二東京弁護士会発一三四四号

昭和六一年三月一七日

第二東京弁護士会

会長 高橋守雄

東京地方裁判所

所長 沖野 威殿

法廷傍聴メモの規制について (要望)

申立人ローレンス・レベタ氏より当会に対し法廷傍聴メモの規制について救済の申立があり、当会法廷委員会に右申立事案の調査ならびにとるべき措置について諮問していたところ、このたび別添調査報告書の提出があったので、当会常議員会の議を経て、次のとお

甲第二一號証の一

り要望します。

貴裁判所をはじめとするわが国各地の裁判所においては、報道関係者以外の方には原則として法廷傍聴メモが許可されていないが、このような原則的な禁止は相当でないと思われるので、法廷傍聴メモに対する規制について改善されるよう求めます。

そこで、貴裁判所におかれては、当会の右提言が裁判実務において反映されるようご尽力賜りたく、今後、部内における協議会や裁判官会同その他適切な機会に法廷傍聴メモに対する規制のあり方について再検討がなされるようお取計らいくください。

以上